

高槻市民間保育所等保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

(事業の実施者)

第2条 事業を実施する者は、市内の保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）で本市以外が設置するもの（以下「民間保育所等」という。）を設置運営している事業者とする。

(事業の内容)

第3条 事業者がその設置運営する民間保育所等に勤務する保育士を居住させるため、宿舍（市内に存するものに限る。ただし、当該民間保育所等を設置運営する者の利害関係者が所有するものを除く。以下同じ。）を賃貸借契約により借り上げ、本事業の対象となる保育士へ提供する。

(対象保育士)

第4条 本事業の対象保育士は、事業を実施する事業者が設置運営する民間保育所等に勤務する常勤（1日6時間以上かつ1月20日以上勤務をいう。以下同じ。）保育士のうち、次に該当する者とする。

- (1) 当該民間保育所等に保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の者。（ただし、本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者となることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。）

(経過措置)

- (2) 令和8年度に限り前号の対象者に、次の者を加える。
 - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者（令和8年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）。
 - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して8年以内の者（令和8年3月31日時点において、令和4年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）。
 - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して7年以内の者（令和8年3月31日時点において、令和5年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）。
 - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して6

年以内の者（令和8年3月31日時点において、令和6年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象保育士としないものとする。

- (1) 平成24年度以前に民間保育所等が借り上げる宿舎に入居している場合
- (2) 本人及び当該宿舎に同居する者が住宅手当等の支給を受けている場合
- (3) 当該宿舎を特段の事情なく転居した場合
(補助金)

第5条 事業を実施した事業者に対し、高槻市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき支払うものとする。

(実施状況の報告)

第6条 市は事業の実施状況に関して必要があるときは、事業者に対し報告を求めることができる。

(留意事項)

第7条 事業者は以下の点に留意すること。

- (1) 宿舎借り上げの費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、本事業の対象とならないこと。
- (2) 対象保育士が未入居の月は、本事業の対象とならないこと。
- (3) 入居者から宿舎使用料等を徴収している場合は、対象経費から当該金額を差し引くこと。
- (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する事業者は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図る等、保育士の就業継続に努めること。
- (5) 原則、本事業の対象となる宿舎は民間保育所等1施設につき1月当たり3戸を上限とすること。

ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

- (6) 対象保育士が、配置換え等の事由により、同一事業者の設置運営する別の民間保育所等に異動した場合、若しくは、何らかの事由により当該民間保育所等を退職した後、再度、同一事業者の設置運営する民間保育所等に採用される場合において、雇用関係が連続している場合と同様であると認められる場合は、当該保育士にかかる雇用期間は通算されること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附則

この要綱は、平成28年 1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年 8月 3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年 6月 17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年 11月 4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年 7月 12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年 7月 12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年 9月 1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年 6月 29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。